

十和田市 AI チャットボットサービス 導入業務事業者募集要領

令和7年5月
十和田市

目 次

1. 目的	- 2 -
2. 事業概要	- 2 -
3. 参加資格	- 2 -
4. 失格事項	- 3 -
5. 応募等の手続	- 3 -
6. 審査	- 5 -
7. 契約	- 6 -
8. その他	- 6 -
9. 申込み・問い合わせ窓口	- 6 -

十和田市 AI チャットボットサービス導入業務事業者募集要領

1. 目的

十和田市では、市民へのスムーズな情報提供や、行政サービスに関する問い合わせ対応にかかる職員の負担軽減を図るため、市のホームページに AI チャットボットサービス（AI を活用した自動応答システム）を導入します。

この要領は、市のホームページの十和田市 AI チャットボットサービス導入事業に係る契約相手方となる提案事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めたものです。

2. 事業概要

(1) 事業名

十和田市 AI チャットボットサービス導入業務

(2) 内容

「十和田市 AI チャットボットサービス導入業務仕様書」のとおり

ただし、契約時における仕様は契約相手方となる提案事業者の企画提案内容に応じて変更することがあります。

(3) 履行期限

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※公開予定日は令和 7 年 10 月頃としますが、本市と協議の上、決定します。

※契約は、単年度契約とします。次年度以降も随意契約を予定していますが、次年度以降の契約を確約するものではありません。

(4) 提案見積上限額

1, 353, 000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※上記金額には、導入に係る経費及び令和 8 年 3 月 31 日までのサービス利用料を含む。

ただし、サービス利用料は月額 198,000 円を上限とする。

※上記の提案額は、事業内容の規模を示すものであることに留意するとともに、提案見積書（様式 5）を提出する際には、上記の提案上限額を超えないようにしてください。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の条件をすべて満たしている者としてします。

(1) 日本国内の法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当するものではないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこ

と。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 十和田市暴力団排除条例（平成23年条例第39号）に違反していないこと。
- (6) 応募書類の提出時から本業務委託契約時まで、本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 本事業の内容と類似の業務について、地方公共団体において導入した実績があること。また、導入したサービスが稼働運用中であること。
- (8) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの。））等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等を講じているとともに、提供システムのセキュリティ技術を有すること。
- (9) この要領に規定する内容を遵守できること。

4. 失格事項

次の事項のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 上記「3. 参加資格」に規定する要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 提案上限額を超える金額で見積書を提出した場合
- (3) 応募書類の提出期限を守らない場合
- (4) 提出した書類に虚偽又は不正があった場合
- (5) 特別の事由がなく、市が指定するプレゼンテーションへの不参加又は時間に遅れた場合
- (6) その他、選定に対して不当な要求その他不正行為があったと市長が認める場合

5. 応募等の手続

- (1) 公募等のスケジュール

公募及び事務手続に関する主なスケジュールは、次のとおりとします。

手続き	期日
公募の公告	令和7年5月30日（金）
質問書（様式1）の受付	令和7年5月30日（金）～ 令和7年6月11日（水）午後5時
質問書（様式1）の回答	令和7年6月12日（木）午後5時
応募書類の提出	令和7年5月30日（金）～ 令和7年6月27日（金）午後5時
辞退届の提出期限	令和7年6月27日（金）午後5時
プレゼンテーション	令和7年7月 2日（水）午後1時30分～
選定結果の通知	令和7年7月 3日（木）
選定結果の公表	令和7年7月 4日（金）

(2) 質問の受付及び回答

応募書類の提出に当たって質問がある場合の受付方法及び回答方法は以下のとおりです。

ア 受付方法

「質問書（様式１）」に必要事項を記載の上、令和７年６月１１日（水）午後５時までにメールにより提出してください。提出先は「９．申込み・問い合わせ窓口」に記載のとおりです。送信の際は、メールの件名を「質問書（社名又は個人名）」としてください。なお、電話、来訪による質問は受け付けしません。

イ 回答方法

回答は、正当な利益を害する恐れがあるものを除き、令和７年６月１２日（木）午後５時に市ホームページへ掲載します。

(3) 応募に関する提出書類

ア 参加表明書 兼 提案資料届出書（様式２）

イ 事業提案書（その１～７）（様式３－１～７）

ウ 誓約書（様式４）

エ 提案見積書（様式５）

オ 会社概要（任意様式、パンフレット可）

カ その他必要に応じ、市が求める書類

(4) 応募書類の受付期間等

ア 受付期間は、「（１）公募等のスケジュール」に記載のとおりです。

イ 提出方法は、持参又は郵送（簡易書留により必着）とします。

ウ 提出先は、「９．申込み・問い合わせ窓口」に記載のとおりです。

エ 提出部数は、紙媒体にて正本１部、副本９部（ただし、押印を求めている書類は正本１部のみ）とします。

オ 応募書類の提出に当たっては、この要領及び質問の回答に留意してください。

(5) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された事業提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しません。

イ 十和田市情報公開条例（平成１７年十和田市条例第１１号）に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営む上で、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記してください。

ウ 提出のあった事業提案書は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。

エ 提出された応募書類は返却しません。

オ 提出後における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は原則として認めません。ただし、市が提出を求める書類についてはこの限りではありません。

カ 事業提案書等の著作権は、提案者に帰属します。

キ 事業提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負います。

6. 審査

(1) 選定方法

別紙「十和田市 AI チャットボットサービス導入業務事業者評価基準」に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、審査委員の評価が最も高かった事業者を優先候補者に、次いで評価の高かった事業者を次点候補者に選定します。

(2) 応募者多数の場合の事前審査

応募者が3者を超える場合は、事前審査を行い、あらかじめ上位を選抜する場合があります。事前審査の結果はメールにて通知します。

(3) 委員及び審査の内容について

ア 応募が1者の場合でも選定審査を実施します。

イ 採点の合計が同点となる提案事業者が複数あるときは、導入に係る見積価格及び次年度以降のランニングコストの合計金額が低い方を上位とします。

ウ 各提案事業者において、得点率が6割に満たない場合は優先候補者・次点候補者を選定しません。

エ 審査委員及び審査の内容は、公平・公正な審査を期すため、原則、非開示・非公表とします。

(4) 審査項目及び評価事項

別紙「十和田市 AI チャットボットサービス導入業務事業者評価基準」のとおりです。

(5) プレゼンテーション

日時：令和7年7月2日（水）午後1時30分から午後4時の間に実施します。

実施方法：オンライン（Zoomを使用）で行い、発表時間は15分間、質疑応答時間は10分間とします。説明に当たり必要となる機器や通信回線は、提案事業者で用意してください。

提案事業者ごとの開始時間等その他詳細については後日通知します。

(6) 選定結果

選定結果は、令和7年7月3日（木）までに選定審査を受けたもの全員に対し、メールにより通知し、同日付で文書を送付するとともに、令和7年7月4日（金）までに市ホームページ上で公表します。

7. 契約

(1) 契約の締結

契約の締結は、優先候補者と本市との間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結します。よって、企画提案内容がそのまま契約内容となるものではないことに留意してください。

(2) 優先候補者と契約に至らなかった場合

優先候補者と契約に至らなかった場合は、次点候補者と協議を行います。

8. その他

(1) 応募に関する事前説明会は開催しません。

(2) 参加表明後、辞退をする場合は、令和7年6月27日(金)午後5時までに辞退届(様式6)を提出してください。

(3) 本募集に係る書類等の作成及び提出等に係る一切の費用は、事業者の負担とします。なお、やむを得ず本プロポーザルによる提案事業者選定が中止等になった場合でも、全て提案事業者の負担とします。

(4) 本募集要領に定めのない事項については、本市と協議の上決定します。

9. 申込み・問い合わせ窓口

十和田市企画財政部情報政策課 担当 山端愛美

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

電話 0176-51-6711 (直通)

FAX 0176-24-9616

E-mail johostarcity.towada.lg.jp (★を@に置き換えてください)